久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

１．開催日時　　令和８年９月７日（月）午後１時２９分

２．開催場所　　久御山町役場　議会棟４階　特別会議室

３．出席委員

２番	長谷川　芳一
３番	上田　幸子
４番	大塚　裕二
５番	田中　壽嗣
６番	内田　裕夫
７番	小寺　道夫
８番	石塚　加津美
１０番	西村　正次
１１番	藤井　　啓
１２番	薄井　佐代子
１３番	藤村　拓也
１４番	辰村　　均
１５番	曽束　昭夫
１６番	南　　暢利
１７番	内田　孝司
１８番	村田　傳四郎
１９番	茨木　雅敏
２０番	林　　吉一

４．欠席委員

１番	村田　義朋
９番	西村　　好

５．会議録署名委員　　７番　小　寺　道　夫
　　８番　石　塚　加　津　美

６．委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪　田　智　子
農業委員会事務局次長	浪　江　隆　仁
農業委員会事務局	田　中　　和
農業委員会事務局	髙　橋　華　寿　紀
農業委員会事務局	三　宅　七　聖

７．議　事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（３条許可）

議案第２号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））

議案第３号　農用地利用集積等促進計画に係る要請について（貸借権設定）

議案第４号　農用地利用集積等促進計画に係る要請について（所有権移転）

８．会議の経過

（事務局長）　それでは、令和８年第９回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようご配慮をお願いいたします。また、会議中の発言につきましては、久御山町農業委員会会議規則第１２条により、挙手の上、会長が指名をしてから発言をいただきますようお願いいたします。

本日は村田義朋委員と西村好委員より欠席届をいただいておりますのでご報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が１４名中１２名、農地利用最適化推進委員が６名中６名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる８月２５日に実施いたしました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名をご報告させていただきます。

４番　　大塚委員
６番　　内田裕夫職務代理者
８番　　石塚委員
１３番　　藤村委員

事務局３名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

（会長）　会長あいさつ

本日の議案は、

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（３条許可）　２件
議案第２号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））　９件
議案第３号　農用地利用集積等促進計画に係る要請について（貸借権設定）　２３件

（会長）　議案第４号　農用地利用集積等促進計画に係る要請について（所有権移転）　１件

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名をいたします。７番の小寺委員、それから８番の石塚委員、両名の方どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第１号から進めてまいります。議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、３条許可を議題といたします。

まず、議案第１号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●委員）　議案第１号受付番号２０と受付番号２１の案件につきまして、報告させていただきます。

受付番号２１の●●●●●●●●については、草が生えていました。

その他の該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　続きまして、議案第１号受付番号２０の案件について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第１号受付番号２０について、議案書１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。農地の所有権移転の案件で、●●●●●●●に本社がある法人が、備考欄にありますとおり京都支店を立ち上げ、営農の拡大のため久御山町に農地を取得される案件です。

なお、こちらの案件は譲受人が新規参入者ですので、７月２７日の現地調査の際に譲受人である法人の代表取締役に来ていただき、現地調査委員と地元委員によるヒアリング調査を実施していただきました。

（事務局）

また、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容については、議案書２ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

農地所有適格法人の要件でございますけれども、法人が農地の所有権を取得するためには、農地所有適格法人でなければなりません。農地所有適格法人になるには、法人形態要件、議決権要件、事業要件、役員要件の全ての要件を満たす必要があります。本日お配りさせていただいた資料Ａをご覧ください。

まず、法人形態要件ですが、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかでなければいけません。なお、株式会社の場合は、資料のとおり、株式譲渡制限会社（公開会社でない）に限りますので、株式を他人に譲り渡す際、簡単に譲り渡せないような会社である必要があります。

次に、議決権要件とは、株式会社の場合ですと株主の要件です。例えば、法人の農地を貸している人や、その法人の農業常時従事者等の農業関係者の議決権が総議決権の２分の１を超えていなければいけません。

次に、事業要件ですが、主たる事業が農業であることです。資料に記載されておりますが、たとえば農産物の製造、販売、農作業の受託なども農業に含まれており、この農業の売上高が全体の売上の過半を超えていなければなりません。

最後に、役員（経営責任者）要件でございますが、こちらは株式会社でいうと取締役の要件であり、役員の過半のものが農業に常時従事、常時従事者とは原則年間１５０日以上農業に従事していなければいけません。また、その役員、又は重要な使用人の内、１人以上が原則年間６０日以上農作業に従事していなければいけません。農業と農作業の違いですが、農業とはデスクワークなども含んだ農業に関する全般の業務のことで、農作業というのは、実際に農地に出て、作業を行うことです。

（事務局）　以上の４つの要件を全て満たした法人が農地所有適格法人です。簡単ではございますが、農地所有適格法人の説明とさせていただきます。

（会長）　それではまず、今回は新規参入ということでございますので、新規参入者に対するヒアリング調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●●●●委員）　新規参入者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

農地法第３条許可の要件である「効率的に耕作することができるか」、「農作業に常時従事できるか」、「地域との調和要件を満たせるか」などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題ないものと思われます。農地利用最適化推進委員、●●●●●、以上です。

（会長）　ありがとうございました。先ほどの事務局の説明の中でまだ少し残っている部分があったようでございますので、引き続き説明をお願いいたしたいと思います。

（事務局）　まず、議案書のほうにお戻りいただきたいのですが、農地法第３条第２項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第３条調書については、議案書３ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の１ページをご覧ください。

会長よろしくお願いします。

（会長）　続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●委員）　農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

（●●委員）　当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われます。

（会長）　新規参入者に対するヒアリング調査の報告と、適格法人に対する事前審査の報告、２つの報告がございました。これを踏まえまして、議案第１号受付番号２０の案件につきまして、ご意見ご質問があれば、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。

（●●●委員）　すみません。

（会長）　はい、●●●委員。

（●●●委員）　これ、農業の収入とその他の事業って書いてあるねんけど、その他の事業っていうのは何をしてはるのかな。

（事務局）　支店等の中で、飲食店をされていると聞いておりますので、議案書の２ページの中段、事業の種類というところでございますが、関連事業等名ということで、飲食店経営、こちらが該当されます。

（会長）　●●●委員、よろしいですか。
そのほかございませんか、よろしいですか。それでは、そのほかご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第１号受付番号２０を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第１号受付番号２１の案件について、まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第１号受付番号２１について、議案書４ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

（事務局）

なお、こちらの案件も譲受人が法人ですので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容については、議案書５ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第３条第２項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第３条調書については、議案書６ページをご覧ください。

本案件のご審議をしていただくにあたり、本調書が大変重要な判断材料となるため、改めて詳しくご説明をさせていただきます。

農地法第３条第１項には、農地を所有権移転するにあたりまして、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされております。そして、同じ法律の第３条第２項に、この第１項の許可は第２項各号に定めるいずれかに該当する場合には、許可をすることができないと定められております。

今、申し上げた農地法第３条第２項にどのようなことに抵触すると許可ができないかを確認するための資料がこの議案書６ページに記載しております。農地法第３条調書ということになりますので、上から皆さんと確認をしたいと思います。

第２項第１号では、所謂全部効率利用に係る審査でございます。譲受人の判断の理由のところを一緒にご覧いただきたいのですが、「譲受人の経営農地は全て管理されており、保有している機械の状況、農作業に従事する者の状況等、並びに農地法其の他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供するべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。」と書かれております。

次に、第２項第２号については、農地所有適格法人以外の法人についての項目でありますので、今回の案件対象者は、農地所有適格法人であるため、「―」としております。

次に、第２項第３号の信託について、こちらにつきましては、信託の引き受けにより、第１号で申し上げた全部効率利用に掲げる権利が取得される場合について確認するものであるため、今回は「―」としております。

（事務局）

次に、第２項第４号でございますが、農作業の常時従事についてでございます。こちらも判断理由をご覧いただきたいのですが、「譲受人は誓約書により自家努力により精農することを誓約されており、農作業を行う必要がある日数については農作業に従事すると見込まれる。」と書かれております。

次に、第２項第５号の転貸禁止についてです。こちらは、農地の所有権以外の権限に基づいて耕作を行う者がその土地を貸し付けや質入れしようとする場合は禁止する内容であるため、「―」としております。

最後に、第２項第６号の地域調和にかかる審査です。「申請地での耕作は、地域計画の達成に支障がなく、周辺地域の農地等の農作業上の効率的利用の確保に支障がないと見込まれる。」となってございます。

以上、これら農地法第３条第２項の各号に掲げる内容に１つでも該当すると許可をすることができないと定められておるものです。

そして、本件につきまして、改めてご確認いただきたいのですが、第２項第４号及び第６号については提出いただいた申請書類により、支障がないものと判断できると考えております。

しかし、第２項第１号について改めてご確認いただきますと、前段の「経営農地が全て適正に管理されている」ことについて、現時点で一部適正な管理がなされていない農地があること、また中段の「農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて」の内容について、過去の課題が解消されていないという事実がございます。この課題についてご説明をさせていただきますと、本件譲受人の●●●●●●●名義で、令和６年に●●の農地に農業用倉庫が建築されており、当該農業用倉庫の建築確認申請及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく許可を受けていないものでございます。つまり、法的な手続きがなされないまま、農業用倉庫を建築されたということになり、農業関係法令を遵守していないと言わざるを得ないと考えております。

（事務局）　これらの事実を参酌いただき、本件については慎重なご審議を賜りたいと考えております。
議案書に戻っていただきまして、所在地については、該当農地の写真の２ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●委員）　農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。
当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われます。

（会長）　議案第１号受付番号２１の案件につきまして、ただ今、事務局から経過報告を含めまして、詳細な説明がございました。法人の要件につきましては、満たしているというような報告がございましたが、先ほどの事務局の報告を踏まえまして、皆さん方からご意見ご質問を頂戴いたしたいと思いますが、いかがでしょう。
はい、●●●●委員。

（●●●●委員）　すみません、今、事務局から説明がありましたけども、この●●●●●●●さんにつきまして、当時、私も第１農地部会長という立場で、田中会長と事務局と共に是正するようにということで現地も行ってお話させてもらったんですけど、それが改善されなく違反のままで、現在に至ってるという、今の説明でわかったんですけど。私が言うのもおかしいんですけども、農業委員会というのは、農地を守り、また、農地を適正に利用されるよう監視、指導するという立場でありますので、この委員会において、法令違反している者から新たな許認可申請に対して、これを可決するということは大変なことになると思うんです。これが可決されたら、あそこのと

（●●●●委員）	ころ違反しとるけど通ったやないけと、何でもしてもええんちゃうけという話になってきたら、この農業委員会のあり方自体がとんでもないということになるということで、理解してもらえたら有難いんですけども。 そういうことで、この列に座っている我々は最適化推進委員ということで、議決権を持ってないもので、両サイドに座っておられる方は議決権のある農業委員さんということで、十分慎重に考えていただいて、検討してもらって、採決してもらえたら有難いです。そのへんで、一言付け加えさせてもらって、私からの意見という形で終わりたいと思います。
（会長）	ありがとうございました。ただ今、●●●●委員からご報告がありました。事務局、どうぞ。
（事務局）	今、●●●●委員からありましたとおりですね、ご質問が１つあったのかなと思っておりまして、農業用倉庫の建築当時、●●●●部会長並びに田中会長、事務局で指導に行かせていただいたということがございます。現時点で改善はされてないのかということも今、踏まえておっしゃってたかと思うのですが、現時点でこの問題については解消されていないという事実がございます。先ほど説明がですね、くどくどと説明をさせていただいたのですが、改めてもう一度申し上げますとですね、農業用倉庫を建てる場合の基本的な手続きの流れでございますが、建築する場所や建物を建築しようとする面積、こういったものでですね、農地にどういった手続きが必要なのかというのは変わってくるわけでございますが、本件の●●●●●●●さんの案件につきましては、基本的に農地としてしか使えない場所にですね、倉庫を建てていただいてると。ここで、敷地面積が２００平米未満で建物の床面積が９０平米を超える農業用倉庫を建築しようとした場合にはですね、基本的に３つの手続きが必要となります。１つ目が、農業委員会に対して２アール未満の農業用施設建築届、２つ目が農地の開発行為の許可を受けるための申請、３つ目が建築物を建てるための手続きとして建築確認申請、この３

（事務局）　つが必要となるわけでございますが、１つ目の農業委員会に対しての農業用施設建築届は出されておりますが、残りの２つの申請ができていないという状況でございますので、今、●●●●委員がおっしゃったようにですね、違反が是正されていないという事実がございますので、ご慎重な審議をいただきたいと思っております。

（会長）　今、事務局から追加説明がございましたが、そのほか何か皆さん方からご質問等ございましたら、お願いをいたしたいと思いますが、いかがでしょう。
はい、●●委員。

（●●委員）　今の小屋について、●●に建てられていると思うんですけども、周辺からも大変音であったりとか、いろんな苦情が寄せられるのも事実です。そのへんもご留意いただきたいと思います。

（会長）　今、地元の●●委員から意見が。
はい、●●委員。

（●●委員）　この方が今、農業委員会の違反をしているということであれば、ここにあげること自体が自然ではないのちゃうかな、決裁を僕らがするよりも先に、それまでに事務局とかで受付を拒否できないもんなんですか。

（事務局）　今のご質問、大変貴重なご意見かと思っております。こちらもですね、基本的にはこちらで通せるような内容というのが基本的にあげさせていただくことになるんですが、当然不備があればその場で事務局から訂正をするように求めております。一方的にですね、少し強引に申請をされたという経過もございますけども、今回、趣旨といたしましては、不許可となった場合のことでございますけれども、どこに抵触しているのだということになります。改めて議案書６ページの３条調書をご覧いただきたいのですが、このいずれかに該当す

（事務局）　る場合は認められませんよというのが基本的な考え方でございます。今回、第２項第１号という一番上の部分の全部効率利用、ここに違反をしているのではないか、ここは認められないのではないかということになるのですが、この中段でございますが、「農業関係法令の遵守状況からみて」というところですが、農地法、農振法のほうに違反があれば直ちにそれが不許可になるというものではなくて、それを踏まえてこの全部効率利用が見込めないのではないかと、というところを判断をいただく必要があるんです。ですので、過去に違法な行為があったからそれをもって止めるのではなくて、それも踏まえて農業委員会としてのご意見の中で、やっぱりこういうことがあったから、今回、所有権移転をしたときに、その全部効率利用が見込めないのではなかろうかという懸念がありますので、ここの合議体の中でそこをご審議いただきたいというふうに考えております。

（会長）　●●委員、よろしいですか。

そのほか、何かございますでしょうか。いろいろと、皆さん方からご意見を頂戴をいたしましたが、よろしゅうございますか。そのほかご意見がなければ、採決に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、そのほかご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第１号受付番号２１を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手なしということで、本件につきましては、不許可とします。

それでは次の案件に入ります。議案第２号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の案件を議題とします。

それではまず、初めての案件ですので納税猶予の出口について事務局より説明を願います。

（事務局）

本日お手元にお配りをさせていただきました相続税の納税猶予制度のあらましと書かれた右肩に資料Ｂと書いてある資料をご覧ください。

まず、納税猶予について簡単にご説明をさせていただきます。資料にもかかれておりますとおり、相続又は遺贈により農地を取得して自ら農業を営む場合、または一定の貸し付けにより農地としての利用が確保される場合には、相続税の納税猶予を受けられることとなっております。農地を相続して、農業を継続される場合、一定の手続きを行うと相続税の納税が猶予され、一定の要件に達したときにその相続税が免除されるというような制度でございます。現在の制度では、自ら農業する場合や、一定の貸し付けの場合でも、農地として利用されるものであれば、納税猶予が受けられます。以前は調整区域、市街化区域に関わらず、自らが対象の農地を２０年間農地として利用すれば、納税が免除される制度でございました。平成２１年度の税制改正により、現在では調整区域の農地にはこの２０年の満期がなくなりました。よって、納税猶予を受けている農地は生涯農地として利用していただくこととなっております。どのような要件を満たせば相続税の納税猶予が受けられるかは、今後、納税猶予の入口の案件が出てきたときに詳しくご説明をさせていただくこととして、今回は出口の案件についてご説明をさせていただきます。資料Ｂの裏面をご覧ください。平成２１年１２月１５日に納税猶予の適用を受けていた方が、自ら対象農地を耕作されていた場合は、以前と同じように調整区域であっても、２０年間営農すれば納税が免除されます。これからご審議いただく案件は、平成２１年１２月１５日以前に納税猶予の適用を受けた方で、相続税申告書の提出期限から２０年で満期を迎えたため、免除の対象となっておるものでございます。納税の免除については、所管の税務署が農業相続人が納税猶予の適用を受けている農地において、適正に管理されたかを確認した上で判断することになっております。農業相続人や農業委員会に対して管理状況等の照会をされ、その照会に回答するため総会でご審議いただくのですが、そういったものが納税猶予

（事務局）　の出口ということでございます。
なお、適正に管理されていない場合は納税猶予が打ち切られる場合があります。その場合、納税の猶予を受けていた相続税や申告期限からの利子税を納付しなければなりません。
以上、簡単ではございますが、納税猶予の出口の説明とさせていただきます。

（会長）　それでは、議案第２号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをします。

（●●委員）　議案第２号受付番号５から受付番号１３の案件につきまして、報告させていただきます。
受付番号９の●●●●●●●●●●については、草が生えていました。
その他の該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　続きまして、議案第２号受付番号５の案件について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号５について、議案書７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の３ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号５について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。
議案第２号受付番号５について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

（会長）　全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、議案第２号受付番号６の案件について、まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号６について、議案書８ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の４ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号６について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第２号受付番号６について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、議案第２号受付番号７の案件について、まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号７について、議案書９ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の５ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号７について、ご意見ご質問はございませんか。

（会長）　よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので採決に入ります。
議案第２号受付番号７について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第２号受付番号８の案件について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号８について、議案書１０ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の６ページと７ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号８について、ご意見ご質問はございませんか。

特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第２号受付番号８について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第２号受付番号９の案件について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号９について、議案書１１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

（事務局）　所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の８ページと９ページをご覧ください。先ほど、現地調査の報告で草が生えていたととのことでございましたが、本日お配りさせていただいた資料Ｄのとおり、現在は草刈りがなされております。

会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号９について、ご意見ご質問はございませんか。

はい、●●委員。

（●●委員）　●●●の●●●●のほうは綺麗に草、除草しはったみたいに思うんですけど、●●のところはあれはここに入ってないんですか。

（事務局）　その該当農地につきましては、納税猶予の対象地となっておりません。

（●●委員）　わかりました。そこが気になって、お聞きしたいと思いまして、どうもすみません、ありがとうございました。

（会長）　そのほか何か、ご意見ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは、特にご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第２号受付番号９について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第２号受付番号１０の案件について、まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号１０について、議案書１２ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１０ページと１１ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号１０について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第２号受付番号１０について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第２号受付番号１１の案件について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号１１について、議案書１３ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１２ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号１１について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第２号受付番号１１について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

（会長）　全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、議案第２号受付番号１２の案件について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号１２について、議案書１４ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１３ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号１２について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第２号受付番号１２について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、議案第２号受付番号１３の案件について、まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号１３について、議案書１５ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１４ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第２号受付番号１３につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

（会長）　よろしいですか。特にご意見ご質問ないようですので、採決に入ります。

議案第２号受付番号１３について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第３号に入ります。議案第３号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、貸借権設定を議題とします。

それではまず、初めての案件ですので貸借権設定について事務局より説明を願います。

（事務局）　農地中間管理機構を介した農地の貸し借りについてのご説明を簡単にさせていただきます。本日お配りしております資料Ｃをご覧ください。カラー刷りの資料Ｃになります。

こちらの資料のとおり、以前は相対による貸借、いわゆる利用権設定が久御山町では主流であったのですが、それが廃止され、令和７年４月より農地の貸借は農地中間管理機構を介した貸借に一本化されました。この事業は、農地の所有者は都道府県に１つ指定されている農地中間管理機構に農地を貸し付け、借り手は農地中間管理機構から農地を借り受けるというものです。書類の流れ等も当然変わり、貸し手・借り手とも農地中間管理機構との契約となるため、賃料の支払いも機構とのやりとりになります。

資料にもございますとおり、貸借期間は原則５年以上となり、貸借の期間が満了すれば農地は無条件で返還されます。

なお、こちらの事業を使った貸借は調整区域の農地に限られており、市街化の農地の貸借やどうしても相対での貸借を希望する場合は、農地法第３条の許可を受けていただくこととなります。

以上、簡単ではございますが、農地中間管理機構を介した農地の貸借についての説明とさせていただきます。

（会長）　これから審議をしていただく議案第３号受付番号７２と受付番号７３につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第２０条に基づきまして、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

（●●委員　午後２時１１分　退席）

（会長）　それでは、議案第３号受付番号７２と受付番号７３は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。
まず、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●委員）　議案第３号受付番号７２と受付番号７３の案件につきまして、報告させていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　続きまして、議案第３号受付番号７２と受付番号７３について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号７２について、議案書１６ページをご覧ください。
次に、議案第３号受付番号７３については、議案書１７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書１８ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１５ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第３号受付番号７２と受付番号７３、この２件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

（会長）　よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございますので、採決に入ります。

（●●委員）　すみません。

（会長）　はい、●●委員

（●●委員）　他の資料見てたらと、金額とかお米とか入ってるんですけど、この２件だけ何も書いてないのは、これは何か意味があるんですか。

（事務局）　使用貸借というふうに書かれてるかと思うのですが、例えば１７ページ、１６ページ、どちらでも結構でございますが、設定する権利という欄のですね、１つ目に貸借権の種類が記載ございます。使用貸借ということでございますので、こちらに関しては料金が発生していないというふうな解釈をいただきたいと思います。

（会長）　●●委員、よろしいですか。
そのほか、何かご意見ご質問はございませんか。よろしゅうございますか。特にないようですので、採決に入ります。
議案第３号受付番号７２と受付番号７３について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

（●●委員　午後２時１４分　入室）

（会長）　それでは、議案第３号受付番号７４から受付番号９４の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをします。

（●●委員）　議案第３号につきまして、特に問題はないかと思いました。以上です。

（会長）　ただ今、報告がございましたが、その報告を受けましてですね、議案第３号受付番号７４から受付番号７６は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号７４について、議案書１９ページをご覧ください。
次に、議案第３号受付番号７５については、議案書２０ページをご覧ください。
最後に、議案第３号受付番号７６については、議案書２１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書２２ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１６ページから１９ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第３号受付番号７４から受付番号７６につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第３号受付番号７４から受付番号７６について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をします。

続きまして、議案第３号受付番号７７について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号７７について、議案書２３ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、

（事務局）　議案書２４ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２０ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号７７につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第３号受付番号７７について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号７８について、まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号７８について、議案書２５ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書２６ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２１ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第３号受付番号７８につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。
議案第３号受付番号７８について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

（会長）　続きまして、議案第３号受付番号７９について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号７９について、議案書２７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
貸し手につきましては、議案書２８ページの別紙をご覧ください。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書２９ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２２ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第３号受付番号７９について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。
議案第３号受付番号７９について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をします。

続きまして、議案第３号受付番号８０について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号８０について、議案書３０ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書３１ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２３ページと２４ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第３号受付番号８０について、ご意見ご質問はございませんか。

特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。
議案第３号受付番号８０について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号８１から受付番号８８は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号８１について、議案書３２ページをご覧ください。
次に、議案第３号受付番号８２については、議案書３３ページをご覧ください。
次に、議案第３号受付番号８３については、議案書３４ページをご覧ください。
次に、議案第３号受付番号８４については、議案書３５ページをご覧ください。貸し手につきましては、議案書３６ページの別紙をご覧ください。
次に、議案第３号受付番号８５については、議案書３７ページをご覧ください。貸し手につきましては、議案書３８ページの別紙をご覧ください。
次に、議案第３号受付番号８６については、議案書３９ページをご覧ください。
次に、議案第３号受付番号８７については、議案書４０ページをご覧ください。
最後に、議案第３号受付番号８８については、議案書４１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書４２ページをご覧ください。

（事務局）　所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２５ページから３０ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第３号受付番号８１から受付番号８８、８件ございましたが、この８件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第３号受付番号８１から受付番号８８について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をします。

続きまして、議案第３号受付番号８９から受付番号９３、５件ありますが、借り手が同じですので、これもまとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号８９については、議案書４３ページをご覧ください。
次に、議案第３号受付番号９０については、議案書４４ページをご覧ください。備考欄にございますとおり、こちらは地域計画区域外の案件でございます。
次に、議案第３号受付番号９１について、議案書４５ページをご覧ください。
次に、議案第３号受付番号９２について、議案書４６ページをご覧ください。
最後に、議案第３号受付番号９３について、議案書４７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書４８ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の３１ページから３７ページをご覧ください。

（事務局）　会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第３号受付番号８９から受付番号９３、この５件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第３号受付番号８９から受付番号９３について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
挙手多数。よって、要請することに決定をします。

続きまして、議案第３号受付番号９４について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号９４について、議案書４９ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書５０ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の３８ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第３号受付番号９４につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第３号受付番号９４について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第４号に入ります。議案第４号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、今度は所有

（会長）　権移転の案件を議題とします。
それではまず、初めての案件ですので売買支援事業の所有権移転について事務局より説明を願います。

（事務局）　農地中間管理機構を介した所有権移転について、ご説明をさせていただきます。お手元にお配りしております資料Ｅ、右肩Ｅのカラー刷りをご覧ください。
こちらの資料は、担い手への農地の集積・集約化のための農地中間管理事業についてのパンフレットでございます。裏面でございますが、４ページには農地の売り買い、売買支援事業について記載されております。資料のとおり、この事業を使った農地の所有権移転は、農地を地主から農地中間管理機構である京都府農業会議が買い入れて、それを受け手である担い手農業者に売り渡すという流れになっております。間に入る農地中間管理機構に対して売り手・買い手それぞれから売買価格の２パーセントずつの手数料はかかりますが、間に入った農地中間管理機構が登記等の手続きを行うほか、地主は８００万円まで譲渡所得の特別控除が受けられるメリットがあります。例えば、１，０００万円の売買であれば、１，０００万円引く８００万円で残りの２００万円の部分だけ譲渡所得税が課税されます。受け手は担い手農家に限られていますが、受け手側も登録免許税の軽減や不動産取得税の３分の１相当額の控除のメリットがあります。
以上、簡単はございますが、農地中間管理機構を介した所有権移転についてのご説明とさせていただきます。

（会長）　それでは、議案第４号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●委員）　議案第４号受付番号３、一応特に問題はないかと思います。

（会長）　それでは、議案第４号受付番号３について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第４号受付番号３について議案書５１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書５２ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の３９ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第４号受付番号３について、ご意見ご質問はございませんか。

所有権移転の案件ですが、よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第４号受付番号３について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をします。

本日の審議につきましては、これで終わりたいと思います。
報告はございませんので、本日予定しておりました審議は全て終わりたいと思います。

――――――――――― 午後2時３１分終了 ―――――――――――